

【重症心身障がい児者の実態把握調査について】

●目的

- ・府は、平成 24 年度に策定した、第 4 次大阪府障がい者計画において重症心身障がい児者が地域で安心して生活を送ることができることを最重点としてこれまで支援施策の充実を図ってきた（地域ケアシステムの整備等）。平成 26 年度からはより高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が短期入所できる医療機関を確保するため、医療型短期入所支援強化事業を実施。
- ・重点的に取組を開始し 10 年が経過するこのタイミングで、改めて重症心身障がい児者やその家族の地域生活についての現状や、これまでの取組により、どのような変化があったのかなどを把握することで、これまでの取組の効果検証を行うとともに、今後の取組の検討材料とする。

●調査対象者

- ・重症心身障がい児者の介護者
- ・特別障がい者手当の受給者
- ・医療型短期入所サービス事業所

●スケジュール

- ・令和 5 年度中 案を作成
- ・令和 5 年度末（令和 6 年 3 月頃）に調査を実施（第一弾）
重度障がい者在宅生活応援制度のアンケート調査と併せて実施予定
- ・令和 6 年 4 月～ 集計、分析
- ・令和 6 年 8 月頃に調査を実施（第二弾）
特別障がい者手当の現況調査と併せて実施予定
- ・令和 6 年 9 月～ 集計、分析

【参考】調査対象者

調査対象者	詳細	調査実施時期
重症心身障がい児者の介護者 (約 3,000 人)	・「重度障がい者在宅生活応援制度（府事業）」の対象者 在宅で身体障がい者手帳 1, 2 級と療育手帳 A を併せ持つ重度障がい者 （＝重症心身障がい児者）を介護する方に対して月額 1 万円を支給。 ※なお、特別障がい者手当の受給者はこの制度の対象外。	令和 6 年 3 月に調査票配布 （応援制度において介護者に対し 定期的を実施するアンケートと 同時に配布）
特別障がい者手当の受給者 (約 14,000 人の内、重症心身障 がい者の方に回答を依頼)	・20 歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時 特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給する制度。 ※単一の障がいでも手当対象となる。	令和 6 年 8 月頃に調査票を配布 （市町村が手当受給者に実施する 現況調査と同時に配布）
医療型短期入所サービス事業所	・障がい福祉サービスの医療型短期入所の指定を受けている府内 23 事業所	令和 6 年 3 月に調査票配布

重症心身障がい児者・・・身体障がい者手帳（1 級・2 級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者（※）
約 9, 000 人（令和 4 年 7 月現在）
（※）大阪府における定義

